

北上市中山間地域等直接支払交付金交付規則の一部を改正する規則

北上市中山間地域等直接支払交付金交付規則（平成27年北上市規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後								
<p>(交付金の返還等)</p> <p>第9条 市長は、実施要領の運用第9第1項第1号から第10号までに掲げる事項に該当する場合は、交付決定者に対し、既に交付した交付金の全部又は一部を返還させるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の場合において、実施要領の運用第9第2項第1号又は第2号に掲げる事項に該当すると認めるときは、交付金の返還を免除することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>別表（第4条関係）</p>						<p>(交付金の返還等)</p> <p>第9条 市長は、実施要領の運用第9第1項各号に掲げる事項に該当する場合は、交付決定者に対し、既に交付した交付金の全部又は一部を返還させるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の場合において、実施要領の運用第9第2項各号に掲げる事項に該当すると認めるときは、交付金の返還を免除することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>別表（第4条関係）</p>								
地目	[略]	加算措置交付単価（10アール当たり）				田	[略]	加算措置交付単価（10アール当たり）				田		
		[略]	超急傾斜農地保全管理加算	集落協定広域化加算	集落機能強化加算			生産性向上加算	[略]	超急傾斜農地保全管理加算	ネットワーク化加算		集落機能強化加算	スマート農業加算
			円	円	円			円		円	円		円	円
			6,000	3,000	3,000			3,000		6,000	1 5 ha以下の部分		3,000	5,000
畑		6,000	3,000	3,000	3,000	畑		10,000						
							2 5 haを超え10ha以下の部分							
草地			3,000	3,000	3,000	草地		4,000						

採草 牧草 地			3,000	3,000	3,000

備考 1 [略]

- 2 集落協定広域化加算、集落機能強化加算、生産性向上加算の交付を受ける1協定当たりの加算額は、年額200万円を上限とする。
- 3 同一農用地を対象として複数の加算の交付を受けようとする協定については、加算を適用する順序を決定するとともに、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算について、10aあたり1,000円を減じた額とする。
- 4 棚田地域振興活動加算、集落協定広域化加算、集落機能強化加算、生産性向上加算については、体制整備単価の集落協定のみ受けることができるものとする。
- 5 超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算及び生産性向上加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の

			3	10haを超え40ha	
採草 牧草 地			以下の部分		
				1,000	

備考 1 [略]

- 2 ネットワーク化加算の交付を受ける1協定当たりの加算額は、年額100万円を上限とする。ただし、集落協定ppの統合を行う場合は、統合前の協定単位ごとに年額100万円を上限とする。
- 3 集落機能強化加算及びスマート農業加算の交付を受ける1協定当たりの加算額は、年額200万円を上限とする。
- 4 棚田地域振興活動加算、ネットワーク化加算、集落機能強化加算及びスマート農業加算については、体制整備単価の集落協定のみ受けることができるものとする。
- 5 超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算及びスマート農業加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算

交付は行わないものとする。

6 [略]

の交付は行わないものとする。

6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北上市中山間地域等直接支払交付金交付規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。